

高槻市火災予防協会会則（沿革）

（ 制定 ） 昭和 24 年 7 月 1 日

（全部改正） 昭和 26 年 4 月 1 日

（一部改正） 昭和 30 年 6 月 16 日

（一部改正） 昭和 32 年 6 月 22 日

（一部改正） 昭和 35 年 5 月 19 日

（一部改正） 昭和 36 年 5 月 26 日

（一部改正） 昭和 37 年 6 月 28 日

（全部改正） 昭和 43 年 5 月 17 日

（一部改正） 昭和 45 年 5 月 26 日（イ）

（一部改正） 昭和 49 年 1 月 30 日（ロ）

（一部改正） 昭和 50 年 5 月 9 日（ハ）

（一部改正） 昭和 51 年 5 月 7 日（ニ）

（一部改正） 昭和 53 年 5 月 10 日（ホ）

（一部改正） 昭和 54 年 5 月 15 日（ヘ）

（一部改正） 昭和 57 年 5 月 21 日（ト）

（一部改正） 昭和 60 年 5 月 20 日（チ）

（一部改正） 平成 15 年 5 月 27 日（リ）

（一部改正） 平成 25 年 5 月 29 日（ヌ）

高槻市火災予防協会会則

第1条 本会は、高槻市火災予防協会と称する。

第2条 本会の事務局は、高槻市消防本部（以下「消防本部」という）内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、消防本部及び会員相互の連携を密にして防火管理及び危険物の保安その他消防諸般の事項を研究し併せて防火思想の普及徹底と消防施策に協力し、もって火災その他の災害防止に万全を期することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。（リ）

- (1) 消防本部及び会員相互の連絡協調
- (2) 防火管理、危険物の保安その他火災予防に関する研修会、講演会、講習会、映画会、こん談会及びその他の催物の開催
- (3) 火災予防思想の普及宣伝
- (4) 消防法令の普及徹底
- (5) 火災予防上参考となる施設の視察研究
- (6) 消防法令に基づき提出する願届書類の教示
- (7) 火災予防及びその他消防上の功労者に対する表彰
- (8) 消防本部の行う諸行事及び施策に対する協力
- (9) 削 除 （リ）
- (10) 全各号に掲げるもののほか本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

第5条 本会は、消防法に基づく防火対象物、危険物製造所等を所有し又は管理する者で、第3条の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	20名以内（ニ）（ト）
監 事	2名

第7条 会長は、総会において会員の中から互選する。

2 会長以外の役員は、会員の中から会長が推せんする。

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまではその職務を代行する。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、役員会において本会の重要会務を議決し、事案の対策推進にあたる。

4 監事は、会計を監査するとともに役員会に参画して事案の対策推進にあたる。

第10条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、高槻市長、高槻市議会議長、高槻市消防長、その他消防行政に関する有識者の中から役員会においてはかり、会長がこれを委嘱する。(イ) (ハ)

3 顧問は、会長の諮問に応ずるものとする。

第11条 本会に参与を置き、会務に参画することができる。

2 参与は、必要に応じて消防に関係のある者の中から役員会にはかり、会長がこれを委嘱する。(ハ) (ヘ)

第12条 本会の役員、顧問及び参与は名誉職とする。ただし、実費弁償を受けることができる。

第13条 役員等が辞職しようとするときは、会長に届け出てその承認を受けなければならない。

第14条 本会の事業を達成するため、次の委員会を置く。

(1) 防火管理委員会

(2) 危険物安全委員会

2 委員会に委員長及び委員を置く。委員長は副会長の中より、委員は会員又は会員以外の有識者の中から会長が委嘱する。

3 委員会の組織並びに運営に必要な事項は、別に定める。

第15条 委員会は、必要に応じてこれを開催し、事業計画、総会又は役員会の決議事項に基づく各部門の消防施策につき研究及び検討を行い、それぞれの部門への浸透を図るとともに事業の強力な推進に努めるものとする。

2 委員会で定めた事項は、会長に報告するものとする。

第16条 事務局に次の職員を置くことができる。(ヘ)

事務局長 1名

書記 若干名

2 職員は、会長の定めるところに従い、会の事務に従事する。

第4章 会 議

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

第18条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度1回これを開催し、臨時総会は必要に応じて会長がこれを召集する。

第19条 総会並びに役員会を招集しようとするときは、会議の7日前までに会議の目的、場所及び議案の概要を通知するものとする。ただし、緊急の場合この限りでない。

第20条 総会において決議する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 会則の変更及び本会の解散に関すること。

(2) 会長の選任、解任に関すること。

(3) 予算に関すること。

(4) 事業計画に関すること。

(5) 会務報告書その他会長が必要と認めた事項。

第21条 総会は、状況により付議事項を書面で会員に問い、その賛否をもって総会の議決に代えることができる。

第22条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

第23条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第5章 会計及び簿冊

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

第25条 本会の運営資金は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 本会の会費は年額1口につき12,000円とし、口数は事業所等の業態、規模により入会の際、入会者と事務局との合議により決定するものとする。(ロ)(チ)

3 会費の納入は年会費とし、毎年4月に納入する。(チ)

第26条 毎年度の予算書及び決算書は、年度始めに調整して役員会の承認を受け、総会に提出するものとする。

第27条 本会には次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費徴収簿
- (4) 備品台帳
- (5) 議事録
- (6) その他会務の運営について必要な簿冊(イ)

第6章 会員の加入及び脱退

第28条 本会に加入しようとする者は、所定の申込書をもって事務局を経て会長に届け出るものとする。

2 前項の届け出があったときは、会員名簿に登録するものとする。

第29条 本会より脱退しようとする者は、その旨を書類で届け出るものとする。ただし、会費に未納のあるときはこれを全納し、既納の会費は返戻しないものとする。

第7章 雑 則

第30条 事務局長及び書記は、会長がこれを委嘱するものとする。(ヌ)

2 本会の運営、その他事務の執行等については消防本部予防課職員の指導を受けるものとする。(ヘ)

附 則

1 この会則は、昭和43年5月17日から施行する。

2 本会は、公益財団法人大阪府危険物安全協会に加入するものとする。(ホ)

3 この会則の施行の際、改正前の高槻市危険物保安協会会則に基づく事業その他の一切の行為は、それぞれこの会則による改正前の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (イ)

1 この会則は、昭和45年5月26日から施行する。

附 則 (ロ)

1 この会則は、昭和49年1月30日から施行する。

附 則（ハ）

- 1 この会則は、昭和50年5月9日から施行する。

附 則（ニ）

- 1 この会則は、昭和51年5月7日から施行する。

附 則（ホ）

- 1 この会則は、昭和53年5月10日から施行する。

附 則（ヘ）

- 1 この会則は、昭和54年5月15日から施行する。

附 則（ト）

- 1 この会則は、昭和57年5月21日から施行する。

附 則（チ）

- 1 この会則は、昭和60年5月20日から施行する。ただし、第25条第3項の改正規定は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（リ）

- 1 この会則は、平成15年5月27日から施行する。

附 則（ヌ）

- 1 この会則は、平成25年5月29日から施行する。

高槻市火災予防協会委員会内規

(制定) 昭和 43 年 5 月 17 日

(一部改正) 昭和 45 年 5 月 26 日 (イ)

(一部改正) 昭和 50 年 5 月 9 日 (ロ)

(一部改正) 昭和 51 年 5 月 7 日 (ハ)

(一部改正) 平成 元年 1 月 20 日 (ニ)

第 1 条 この内規は、高槻市予防協会会則（以下「会則」という。）第 14 条第 3 項の規程に基づき委員会に必要な事項を定めることを目的とする。(ロ)

第 2 条 各委員会は、会長の委嘱した次の委員をもって組織する。

委員長 1 名

委員 11 名以内 (イ) (ハ) (ニ)

第 3 条 委員の任期は、会則第 8 条の規程を準用する。

第 4 条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

第 5 条 各委員は、所掌事業の方針ならびに具体策の樹立にあたり、その処置と対策について意見を決定してこれが推進にあたるものとする。

第 6 条 委員は、その担当する部門における推進活動の中心となり、各部の特殊事情等の把握あるいは委員長の質問に応じ、担当事案の推進にあたる。

第 7 条 委員長は、所掌事業の決議事項関係事案又は意見等について所属委員により調査、研究を行い、又は報告を求めて会長に具申する。

第 8 条 各委員長は、担当事案に関し、関係委員をして調査研究ならびに資料の収集等にあたり、これが措置推進の方策に関する報告をとりまとめ、会長に提出して本会の事業推進と適正措置にあたる。

第 9 条 会長は、各委員会を総括し、各委員長の対策等に関する具申又は報告事項の採否の決定を行い、その措置を事務局長あるいは該当委員等に推進せしめる。

第 10 条 会議は、召集招集することを原則にするが、緊急を要する案件その他事案の性質上適当と認める場合は、書類回付によるものとする

附 則

1 この内規は、昭和 43 年 5 月 17 日から施行する。

附 則 (イ)

1 この内規は、昭和 45 年 5 月 26 日から施行する。

附 則 (ロ)

- 1 この内規は、昭和 50 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (ハ)

- 1 この内規は、昭和 51 年 5 月 7 日から施行する。

附 則 (ニ)

- 1 この内規は、平成元年 1 月 20 日から施行する。